

民間育種選抜支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は民間による育種選抜・品種登録を促進し、本県独自の品種の育成を図るため、公益社団法人山梨県果樹園芸会（以下「補助事業者」という。）が実施する民間育種選抜支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業の補助対象経費及びその補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（様式第2号）を添えて、事業開始前までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、規則第5条の規定により内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、こ

れを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- (5) 知事は、第3条ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、事業が完了した日若しくは事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)に事業実施報告書(様式第2号)を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(育成品種の登録等)

第10条 この事業で育成した品種を登録する場合は、補助事業者が登録を行うものとする。

- 2 補助事業者は、前項により登録した品種については、補助事業で作出したことに鑑み、県オリジナル品種と位置づけられた場合は、県内への普及に限定し行うものとする。

(財産処分制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した育成者権については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別

表第3に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、育成者権を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限時間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付した補助金については、なお従前の例による。
- 3 民間による育種・選抜推進事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、民間による育種・選抜推進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
民間育種選抜支援事業	1 研修会開催費 (報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費) 2 品種登録等調査費 (報償費、需用費、役務費、委託料) 3 系統・品種管理費 (需用費、役務費、使用料及び賃借料)	当該経費の 1 / 2 以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

公益社団法人山梨県果樹園芸会
代表理事会長 印

令和 年度民間育種選抜支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別添事業実施計画書のとおり実施したいので、民間育種選抜支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称 令和 年度民間育種選抜支援事業費
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類 事業実施計画書 (様式第2号)

(様式第2号)

令和 年度 民間育種選抜支援事業実施計画(報告)書

1 事業実施の方針(実績)

2 事業の推進体制

3 事業費及び収支予算(決算)

(1) 事業費及び事業費負担区分

単位:千円

項目	事業費	負担区分		
		県補助金	事業主体	その他
研修会開催費				
品種登録等調査費				
系統・品質管理費				
計				

(2) 事業収支予算 (決算)

ア 収入の部

単位：千円

項 目	本 予 算 年 度 額 〔本 決 算 年 算 額〕	前 予 算 年 度 額 〔本 予 算 年 算 額〕	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
補助事業者負担金					
計					

イ 支出の部

単位：千円

項 目	本 予 算 年 度 額 〔本 決 算 年 算 額〕	前 予 算 年 度 額 〔本 予 算 年 算 額〕	比較増減		備 考
			増	減	
研修会開催費 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 使用料及び賃借料 ・ 需用費 ・ 役務費 品種登録等調査費 ・ 報償費 ・ 需用費 ・ 役務費 ・ 委託料 系統・品種管理費 ・ 需用費 ・ 役務費 ・ 使用料及び賃借料					
計					

4 事業計画（実績）

（1）研修会活動計画（実績）

事業費 円

開催時期	研修品目	参加人数	研修内容
（事業費積算内訳） 報償費 講師代等 旅費 講師の旅費代等 使用料及び賃借料 研修会開催場所の賃借料等 需用費 資料代等 役務費 通信費等			

（2）品種登録等調査活動計画（実績）

事業費 円

調査時期	調査対象	調査人数	主な活動事項
（事業費積算内訳） 報償費、委託料等 需用費 資料代 写真代等 役務費 品種登録申請等にかかる経費			

(3) 系統・品種管理活動計画(実績)

事業費

円

管理時期	対象品目	管理人数	主な活動事項
<p>(事業費積算内訳)</p> <p>需用費 賃料代 写真代等</p> <p>役務費 通信費等</p> <p>使用料及び賃借料</p>			

当該年度の育種・選抜検討品目の予定(結果)については別紙表1(表2)のとおり

5 事業完了予定年月日(事業完了年月日)

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人山梨県果樹園芸会
代表理事会長

山梨県知事 印

令和 年度民間育種選抜支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて申請のあった、令和 年度民間育種選抜支援事業費補助金については、同補助金交付要綱により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得した育成者権については、減価償却資

産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表第3に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日(廃止の承認を受けた場合はその承認の日)から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

公益社団法人山梨県果樹園芸会

代表理事会長 印

令和 年度民間育種選抜支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のありましたこのことについて、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、民間育種選抜支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。

変更（中止、廃止）の理由

※変更の場合、変更後の内容を新旧対照した書類を添付すること

(様式第5号)

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

公益社団法人山梨県果樹園芸会

代表理事会長 印

令和 年度民間育種選抜支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のありました
このことについて、次のとおり概算払いにより交付されたいので、同補助金
交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求を申請します。

1 概算払い請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算払 交付額②	差引額 ① - ② = ③	今回概算 請求額④	備考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法 口座振替

振込先銀行名 支店 預金種別

口座名 口座番号

(様式第6号)

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

公益社団法人山梨県果樹園芸会

代表理事会長 印

令和 年度民間育種選抜支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のありました
このことについて、民間育種選抜支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に
より報告します。

なお、補助金は次の口座にお振り込みください。

1 添付書類 事業実施報告書（様式第2号）

2 補助金の振込先

振込先銀行名 _____ 支店 _____ 預金種別 _____

口 座 名 _____ 口座番号 _____

(様式第7号)

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

公益社団法人山梨県果樹園芸会

代表理事会長 印

令和 年度民間育種選抜支援事業費補助金の
仕入に係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のありました民間育種選抜支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

1 補助金の確定額

金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

※内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第8号)

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

公益社団法人山梨県果樹園芸会

代表理事会長 印

財産処分承認申請書

令和 年度民間育種選抜支援事業費補助金に係る補助事業により取得した育成者権を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第11条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする育成者権の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分する理由
- 4 その他必要な書類